

道路台帳の図面の写しの交付を希望される方へ

道路台帳の図面の写しの交付については、平成 26 年 12 月に取り扱いが統一され、以下の使用目的以外では、写しの交付をすることができなくなりました。閲覧は従前どおり可能です。また、閲覧時にデジタルカメラ又は携帯電話等での撮影を希望される方は予め申し出ください。

以下の「許認可及び道路境界確認・明示の申請」に使用する目的で、道路台帳の図面の写しが必要な場合は、道路管理者における許認可及び道路境界確認・明示業務の円滑化に資するために必要なものとして開示手続きによらず提供することができますので、各開発建設部公物管理（業務）課へご相談ください。

[各開発建設部窓口はこちら](#)

○交付可能

- ①道路法第 24 条（道路管理者以外が行う工事の承認）
- ②道路法第 32 条 1 項及び 3 項（道路占用及び変更の許可）
- ③道路法第 36 条第 2 項（公益事業者の占用の許可）
- ④道路法第 47 条の 2 第 1 項（特殊車両の通行の許可）
- ⑤道路法第 48 条の 5 第 1 項（自動車専用道路との連結・交差の許可）
- ⑥道路法第 91 条第 1 項及び第 2 項（道路予定区域内の許可）
- ⑦車両制限令第 12 条（特殊車両の通行の認定）
- ⑧共同溝法第 12 条第 1 項（共同溝の占用の申請）
- ⑨共同溝法第 17 条（占用の権利義務の譲渡に対する認可）
- ⑩電線共同溝法第 4 条（電線共同溝の占用の申請）
- ⑪電線共同溝法第 11 条（占用予定者以外の占用の許可）
- ⑫電線共同溝法第 12 条（占用変更の許可）
- ⑬電線共同溝法第 15 条第 1 項（占用の権利義務の譲渡に対する承認）
- ⑭道路境界確認・明示事務

上記以外で、写しの交付が必要な方は「情報公開法に基づく開示請求」による手続きが必要になりますので、情報公開窓口でご相談ください。

○窓口での交付不可（開示請求手続きが必要）

- ・ 建築確認申請に必要な道路幅員の確認のため
- ・ 国道と隣接しない土地の測量のための参考資料 等

道路台帳の図面の写しの提供について

道路台帳の図面の写しの提供をご希望の方は、情報公開法に基づく開示請求の手続きが必要です。

＊情報公開法「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)」

■北海道開発局の情報公開窓口

〒060-8511

札幌市北区北 8 条西 2 T 目 札幌第 1 合同庁舎 15 階南側(閲覧室)

国土交通省 北海道開発局 開発監理部 総務課 行政情報担当

＊代表(011)709-2311 内線 5655・5656
直通(011)700-5672

＊窓口開設時間 午前：8 時 45 分～12 時 午後：1 時～4 時15分
(土曜、日曜、祝祭日及び年末年始はお休みです。)

○ 開示請求できる人は？

行政文書の開示請求は個人、法人、団体を問わず誰にでもできます。

○ 開示請求の方法は？

行政文書開示請求書(開発局ホームページ、情報公開窓口で入手できます。)に必要事項を記入し、情報公開窓口に提出して請求します。

また、請求は、郵送又はオンライン申請でも可能です。電子メールや FAX による請求は、認められていません。

＊オンライン申請による開示請求については、国土交通省のホームページに詳しく掲載されていますので、そちらをご覧ください。

○ 開示、不開示の決定にはどのくらい期間がかかるの？

開示、不開示の決定については、請求を受けた日の翌日から起算して、原則 30 日以内に決定し、請求者に書面で通知します。

○ 手数料は？

請求の際、1 件につき 300 円(オンライン申請の場合は 200 円)の手数料(開示請求手数料)が必要になります。

また、開示を実施するときにも、行政文書の種類及び数量並びに実施方法(閲覧又は写しの交付等)に応じた手数料(開示実施手数料)が必要になります。ただし、開示する行政文書が少量の場合、開示請求手数料のみで済む場合があります。詳しくは、ホームページか窓口でご確認ください。

＊「写しを希望」された場合は、情報公開窓口で直接交付を受けるほか、郵送することも可能です。郵送の場合には、別途、郵送料相当額の郵便切手が必要です。

※開示図面のスムーズな特定や間違い防止のため、該当箇所の地図や図面・写真等の添付をお願いしています(必須ではありません)。

行政文書開示請求書

令和 年 月 日

北海道開発局長 殿

氏名又は名称 (法人その他の団体はその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体は主たる事務所等の所在地)
〒 -

TEL ()

連絡先 : (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

TEL ()

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

道路台帳図面

路線名 : 一般国道 号

住 所 :

(境界標成果(座標)、定規図、図面タイトル 必要 ・ 不要)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

希望される方に○印を付してください。

(1) 閲覧を希望する。

北海道開発局開発監理部総務課閲覧室での閲覧を希望する。

(2) 写しを希望する。 (紙 ・ C D - R)

ア 郵送を希望する。

イ 北海道開発局開発監理部総務課閲覧室での交付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
---------------------	------------------	-------

* この欄は記入しないでください。

担当課	
備 考	